

教体課第532号
教グ課第248号
令和2年7月1日

各県立学校長 殿

体 育 学 校 安 全 課 長
グローバル・文化教育課長

部活動における県外遠征等について（通知）

学校再開後の部活動については、令和2年6月5日付け「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点について（通知）」により実施し、県外遠征は、特定できない多くの人との接触を減らすという観点から、当面の間、控えることとしておりました。

この度、6月19日から全国で都道府県をまたぐ移動制限が解除されたことや、国のイベント開催制限の段階的緩和移行期間が7月31日に終了することから、部活動の県外遠征については、8月1日以降、次の留意点を踏まえた上での実施を可能とします。

文化部活動の県外との交流においても同様の対応をお願いいたします。

なお、今後の状況により内容を変更する場合は、改めて通知いたします。

留意点

- ・部活動を担当する教師のみで実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断すること。また、実施計画を十分に検討し、保護者の承諾を得た上で実施すること。
- ・毎日の健康観察を活用し、生徒の身体状況など厳重な健康確認の上、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合は参加を見合わせ、自宅で休養させること。
- ・県外遠征等終了後においても健康観察をしっかりと実施し、発熱や咳などの風邪の症状が見られる場合は、自宅待機をすること。
- ・地域の感染状況を考慮した上で、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室での利用など、スポーツ・文化活動以外の場面も含め、感染防止対策を講じること。
- ・「学校の新しい生活様式」に基づく行動を行い、競技や活動の特性を踏まえ、可能な限り感染リスクを低減するための工夫を行うこと。
- ・実施に際しては、生徒の心身や家庭の状況に十分配慮すること。